

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定

(改正履歴) 制 定 平成 17 年 4 月 1 日
改 正 平成 19 年 4 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日
平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 6 月 1 日
平成 29 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」という。）の管理に関し、横浜市（以下「甲」という。）と日本赤十字社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定を締結する。

第 1 章 基本的事項

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、みなと赤十字病院の管理に関する業務について、乙が指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受けたことから、みなと赤十字病院の管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第 2 条 この協定の期間は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 47 年 3 月 31 日までとする。

（信義誠実の原則）

第 3 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

2 乙は、市立病院としての役割を十分に確保しつつ、自立的かつ効率的な病院運営に努めるものとし、甲はこれを尊重するものとする。

（指定管理業務の執行）

第 4 条 乙は、指定管理業務を行うに当たり、この協定、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する年度協定（以下「指定管理年度協定」という。）、横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 60 号。以下「設置条例」という。）、横浜市病院事業の経営する病院条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 29 号。以下「経営条例」という。）、横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 34 号）及び関係法令等のほか、経営条例第 7 条第 1 項の規定に基づき甲が定めた指定管理者が実施すべき医療

の種類、内容、水準その他の指定のための条件（以下「指定条件」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、経営条例第7条第2項の規定に基づき乙が行った提案（以下「提案」という。）の趣旨に則り、良質な医療を市民に提供するよう努めなければならない。

3 この協定、指定管理年度協定、指定条件及び提案の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合、この協定、指定管理年度協定、指定条件、提案の順に、その適用を優先するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

（第三者への業務委託）

第6条 乙は、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲に届け出るものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、指定管理業務に関して知り得た秘密を他に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後における秘密の保持について周知しなければならない。

3 乙は、個人情報等の取扱いについて、別に定める指定管理業務基準書（以下「基準書」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

（申請、届出等）

第8条 病院開設者が行う、病院の管理に関し必要な許認可の申請、届出等に係る事務及び費用は、乙の負担とする。

（損害賠償）

第9条 甲又は乙は、相手がこの協定に違反したことにより損害が発生したと認めるときは、相手方に対し、損害賠償の請求をすることができるものとする。

（事情変更）

第10条 この協定締結後において、社会情勢、経済情勢等に著しい変化があった場合は、甲乙協議のうえ、協定の変更を行うことができるものとする。

（危険負担）

第11条 風水害等の自然災害など、甲及び乙の責めに帰することのできない事由により生じた損害の負担は、甲と乙とが協議を行い定めるものとする。

2 この協定の履行に際し、第三者に与えた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由に基づく損害の場合は、甲がこれを負担する。

(保険契約)

第12条 乙は、前条第2項の負担に必要な保険契約を締結するものとする。

第2章 指定管理業務

(診療)

第13条 乙は、協定の期間開始の日から、設置条例別表第1に規定する診療科及び病床に係る医療機能を提供しなければならない。

2 乙は、病院建物内において、設置条例別表第1に規定する診療科（以下「標ぼう診療科」という。）と異なる表示をする場合は、標ぼう診療科を併せて表示することとする。

(検診)

第14条 乙は、横浜市が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。

2 乙は、人間ドックその他の検診業務を行うことができる。

(政策的医療)

第15条 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は、基準書に定める。

- (1) 24時間365日の救急医療
- (2) 小児救急医療
- (3) 二次救急医療
- (4) 周産期救急医療
- (5) 精神科救急医療
- (6) 精神科合併症医療
- (7) 緩和ケア医療
- (8) アレルギー疾患医療
- (9) 障害児者合併症医療
- (10) 災害時医療
- (11) 市民の健康危機への対応

2 乙は、前項の政策的医療を協定の期間開始の日から提供する。

3 乙は、甲が新たな政策的医療の実施を求める場合は、実施に向けた協議に応じるものとする。

(地域医療全体の質の向上に向けた役割)

第16条 乙は、次の各号に掲げる事項に取り組まなければならない。具体的内容は、基準書に定める。

- (1) 医療における安全管理
- (2) 医療倫理に基づく医療の提供
- (3) 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上 のための取組

- (4) 医療データベースの構築と情報提供
- (5) 市民参加の推進

(利用料金)

- 第17条 甲は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、乙の収入として収受させるものとする。
- 2 利用料金の額は、乙が、経営条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定については、事前に甲の承認を受けなければならない。
 - 3 乙は、経営条例第13条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとする。
 - 4 乙は、収受した利用料金について、甲に、収入状況の報告を行わなければならない。
 - 5 前4項に定めるもののほか、利用料金に関し必要な事項は、基準書に定める。

(施設、設備等の維持管理)

- 第18条 乙は、甲の財産であるみなと赤十字病院の土地、建物、設備及び附帯施設（別表記載のもの。以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。

(管理の原則)

- 第19条 乙は、施設等を適正かつ良好な状態で管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。
 - 3 施設等の維持管理の基準は、基準書に定める。
 - 4 施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。

(施設等の改良、改修及び保守・修繕)

- 第20条 施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）は、甲と乙とが協議を行い、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。
- 2 施設等の改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）は、事前に甲の承諾を得て、乙が行う。
 - 3 施設等の保守、修繕等は、必要に応じて乙が行う。
 - 4 前3項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲と乙とが協議を行い、決定するものとする。

(物品の移設)

- 第21条 乙は、平成16年度まで甲が横浜市立港湾病院において保有していた医療機器等の物品のうち、引き続きみなと赤十字病院で使用する物品（以下「甲の物品」という。）を、みなと赤十字病院に移設するものとする。
- 2 乙は、甲の物品が安全に機能することを確認しなければならない。

(物品の管理)

第 22 条 乙は、甲の物品について、財産台帳を備え、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、甲の物品について、保守、修繕等の管理を行うものとする。

3 乙は、甲の物品が使用不能となったときは、甲の承諾を得てこれを廃棄又は処分する。

4 乙は、天災地変その他の事故により、甲の物品を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(目的外使用)

第 23 条 乙は、施設等において患者の利便性やサービス向上に資するための施設を設けるときは、横浜市病院経営局公有財産規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 29 号）第 10 条の規定に基づく使用許可（以下「目的外使用許可」という。）の申請を行わなければならない。

(受託研究)

第 24 条 乙は、みなと赤十字病院において、医薬品、診療材料、医療機器等の治験、成績試験等（以下「受託研究」という。）を行うことができる。

2 受託研究は、被験者の安全を第一として行わなければならない。

(院内学級)

第 25 条 乙は、横浜市立浦舟特別支援学校の分教室としてみなと赤十字病院に設置される、院内学級の運営に協力するものとする。

第 3 章 自主事業

(自主事業)

第 26 条 乙は、施設等を拠点とし、次に掲げる事業（「自主事業」という。以下同じ。）を行うことができる。

(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく訪問看護事業

(2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

2 自主事業を行うため施設等を使用するときは、第 23 条の申請とは別に、目的外使用許可の申請を行わなければならない。

3 乙は、自主事業の会計と、次条第 1 項に規定するみなと赤十字病院に係る特別会計とを明確に区分しなければならない。

第 4 章 交付金、負担金等

(会計・経理の原則)

第 27 条 乙は、みなと赤十字病院に係る特別会計を設けるものとする。

- 2 乙は、この協定に特別に定めのあるものを除き、みなと赤十字病院に関し発生するすべての収入及び支出を、前項の会計に計上しなければならない。
- 3 乙は、第1項の特別会計について、乙が定める会計方式に基づいた経理を行うものとする。

(経費の分担)

第28条 乙が指定管理業務を行うために必要な経費は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。

(政策的医療交付金)

- 第29条 甲は、第15条に規定する政策的医療の提供に要する費用として、政策的医療交付金を予算の範囲内で乙に交付する。
- 2 政策的医療交付金の対象経費及び交付額の算定方法その他必要な事項は、指定管理年度協定及び横浜市立みなと赤十字病院政策的医療交付金交付要綱に定める。

(国・県補助金相当額の交付)

- 第30条 甲は、指定管理業務を対象とした国及び神奈川県からの補助金の交付を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。
- 2 前項の補助金に係る申請は、甲と乙とが協議のうえ、甲が行うものとする。

(指定管理者負担金)

- 第31条 乙は、甲に対し、指定管理者負担金を毎年度支払うものとする。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づき申請を行い、許可を受けたすべての事項に係る医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2の規定に基づく開設後の届出における開設の日の属する年度までは、甲はこれを減免することができる。
- 2 指定管理者負担金の金額、支払方法等は、指定管理年度協定に定める。

(病院事業会計共通経費負担金)

- 第32条 甲は、乙に対し、横浜市病院事業の本部運営に係る経費として、病院事業会計共通経費負担金（以下「共通経費負担金」という。）の支払いを求めることができるものとする。
- 2 共通経費負担金の金額、支払方法等は、年度ごとに甲と乙とが協議を行い、指定管理年度協定に定める。

第5章 業務の計画、報告等

(事業計画書)

- 第33条 乙は、指定管理業務に係る事業計画書を作成するものとする。
- 2 事業計画書は、医療提供計画書及び施設管理計画書により構成されるものとする。
 - 3 乙は、当該事業年度の前年の12月末日までに、事業計画書を甲に提出するものとする。

4 事業計画書の内容、様式等は、基準書に定める。

(事業報告書)

第 34 条 乙は、毎年度終了後 2 か月以内に前条第 1 項の事業計画書に対応する事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 事業報告書の内容、様式等は、基準書に定める。

(決算報告書)

第 35 条 乙は、毎年度終了後 2 か月以内に、決算報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、会計に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 決算報告書の内容等は、基準書に定める。

(年報の作成)

第 36 条 乙は、みなと赤十字病院の運営状況を明らかにするために、年度ごとに年報を作成するものとする。

2 年報の内容は、甲と乙とが協議を行い、定めるものとする。

(その他報告)

第 37 条 乙は、次に各号に掲げる事項については、事前に甲に報告するものとする。

(1) 病院長の任免に関すること。

(2) その他指定管理業務に係る重要な事項に関すること。

2 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、医療事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、必要な指示に従うものとする。

(調査等)

第 38 条 甲は、みなと赤十字病院の管理の適正を期するため、乙に対して、指定管理業務又はこれに伴う経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(協議会の設置)

第 39 条 甲及び乙は、みなと赤十字病院の運営に関する報告、協議及び調整を目的とした協議会を設置する。

2 協議会の運営及び委員については、別に定める。

第 6 章 協定の解除

(協定の解除)

第 40 条 甲は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、乙の指定管理者の指定（以下

「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、催告なしにこの協定の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの協定が解除されたときは、甲は、乙が受けた損害に対し、その補償は行わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により解除されたときは、この限りでない。

3 第1項の規定によりこの協定が解除されたときは、甲は、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

(指定取消しの申出)

第41条 乙が指定の取消しを求めるときは、3年以上の猶予をもって申し出、甲と協議するものとする。

(指定期間の満了又は指定の取消しに伴う措置)

第42条 乙は、指定を受けた期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、速やかに原状に復して、甲に施設等、甲の物品及び法令等に基づき開設者又は管理者が管理する書類等を引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は施設等の原状回復を不要とする。

3 乙は、指定取消しの日まで、指定管理業務に支障をきたさないように実施体制を維持しなければならない。

4 乙は、みなと赤十字病院の新しい指定管理者(以下「丙」という。)が指定されたときは、丙が指定管理業務を円滑に行う体制を整えられるよう、丙に対し、指定管理業務の引継ぎを行わなければならない。

第7章 雑則

(疑義等の決定)

第43条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保持するものとする。

別表 横浜市立みなと赤十字病院の施設及び附帯設備一覧

所在地 1 横浜市中区新山下三丁目 12 番 1 号
 敷地面積 28,613.95 m²
 所在地 2 横浜市中区新山下三丁目 6 番 3 号、7 号、9 号の一部
 敷地面積 5,533.2 m²

1 病院棟		
1	建築面積	12,028 m ²
2	延床面積	68,444 m ²
3	建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造） 地上 8 階、塔屋 2 階、地下 1 階
2 エネルギーセンター棟		
1	建築面積	2,197 m ²
2	延床面積	5,704 m ²
3	建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造） 地上 2 階、塔屋 1 階、地下 1 階
3 外構		
4 公開空地・プロムナード		
5 護岸		
6 第二駐車場		
7 防災備蓄倉庫用地敷地		
8 上記施設の施設設備一覧（各完成図書に記載のもの）		
1	横浜市立港湾病院再整備工事（建築工事・病院棟工区）完成図書	
2	横浜市立港湾病院再整備工事（建築工事・エネルギーセンター棟工区）完成図書	
3	横浜市立港湾病院再整備工事（空気調和設備工事）完成図書	
4	横浜市立港湾病院再整備工事（衛生設備工事）完成図書	
5	横浜市立港湾病院再整備工事（電気設備工事）完成図書	
6	横浜市立港湾病院再整備工事（特別高圧受変電設備工事）完成図書	
7	横浜市立港湾病院再整備工事（自家発電設備工事）完成図書	
8	横浜市立港湾病院再整備工事（昇降機設備工事その 1）完成図書	
9	横浜市立港湾病院再整備工事（昇降機設備工事その 2）完成図書	
10	横浜市立港湾病院再整備工事（昇降機設備工事その 3）完成図書	
11	横浜市立港湾病院再整備工事（駐車場管制設備工事）完成図書	
12	横浜市立港湾病院再整備工事（搬送設備工事）完成図書	
13	横浜市立港湾病院再整備工事（護岸工事）完成図書	
14	横浜市立港湾病院再整備工事（植栽工事）完成図書	
15	横浜市立みなと赤十字病院精神科救急部門整備工事完成図書	
16	横浜市立みなと赤十字病院駐車場等整備工事完成図書	
17	横浜市立みなと赤十字病院駐車場等整備工事その 2（駐車場設備工事）完成図書	